

(契印)

禁煙特定区域指定等に関する協定書

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例(以下「条例」という。)第10条第1項の規定による禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)の指定等について、足立区(以下「甲」という。)と東武鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、たばこの吸い殻の散乱及び喫煙による火傷の被害を防止し、快適な公共空間の確保を図るため、特定区域の指定に係る範囲や役割等について定めることを目的とする。

(特定区域の指定の範囲)

第2条 甲は、甲、乙協議のうえ、乙の所有する土地等のうち、別に定めた範囲について特定区域の指定を行い、条例第10条第3項の規定により指定の告示を行う。

(甲の役割)

第3条 甲は、指定された特定区域内での喫煙者に対し、条例第14条2項の規定による過料の徴収及び喫煙防止の注意・指導を行う。ただし、乙が条例の規定により、自主的に喫煙者への注意を行うことを妨げない。

(乙の役割)

第4条 乙は、特定区域に指定された乙の所有する土地等の中で、甲が前条の規定を実施するために必要な路面表示・ポスター・看板等(以下「周知広告物」という。)および喫煙場所の設置について、その土地等を無償で提供することとする。

(周知広告物の運用方法)

第5条 周知広告物の設置・管理・修繕・撤去に関する費用は甲が負担するものとする。
2 周知広告物の管理上における責任は甲が負うものとする。
3 周知広告物を新規に設置する際又は大幅な修繕を行う際は、甲、乙であらかじめ協議を行うものとする。

(喫煙場所の運用方法)

第6条 喫煙場所の設置・管理・修繕・撤去に関する費用は甲が負担するものとする。
2 喫煙場所の管理上における責任は甲が負うものとする。
3 喫煙場所を新規に設置する際又は大幅な修繕を行う際は、甲、乙であらかじめ協議を行うものとする。
4 乙が、乙の必要上、喫煙場所の変更および撤去等を求めたときは、甲は、乙の指定する期日迄に、異議なく変更および撤去し原状回復するものとする。

(条例周知の協力)

第7条 特定区域の指定等について、甲が行う条例周知の活動について、乙は可能な範囲

での協力を行うこととする。

(協定の改訂)

第8条 この協定は、甲、乙協議の上、改訂することができるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲または乙が、止むを得ない理由により、この協定の全部または一部を解除しようとする場合は、3箇月前までに、書面をもってその旨を相手方に通知し、甲、乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義等の解釈)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、平成18年10月1日から適用し、平成19年9月30日まで有効とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙のいずれかが別段の意思表示を行わない限りは、この協定はさらに1箇年有効とし、以後この例による。

以上、この協定の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月30日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区長 鈴木恒年(印)

乙 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社
取締役社長 根津嘉澄(印)

(別紙・禁煙特定区域図...略。本協定書第4条の規定にいう「特定区域に指定された乙の所有する土地」の範囲を示したもの)

記事 この協定書は、半沢が2006年10月20日に足立区区民部区民課地域活動支援係に情報開示を請求し、同年11月1日に開示されたものの、原本からコピーを取ることが許可されなかったため、手で書き写してきてからパソコン入力したものです。したがって、原本からの筆写またはパソコン入力時のミスにより、文言など一部に原本と異なる部分がある可能性があります。